

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

鹿児島国民年金 事案 564

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年7月まで

私が20歳になった昭和40年*月は、短大生で一人暮らしをしていた時期であるが、私の母親が「あなたの国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も支払っている。」と言っていたのを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付を行っていたとするその母親は、昭和36年4月に国民年金に加入して以降、60歳に到達するまで、国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、短大生で一人暮らしをしていたものの、戸籍の附票により、その母親と住所が同一であったことが確認できる上、申立期間については、申立人は、短大生であるため、国民年金の任意加入期間であるが、その母親は、「私の娘は、国民年金の強制加入ではなかったものの、婦人会の集金人から、20歳になったら一齐に国民年金に加入しなければならず、途中からだと言われたため加入した。」と述べるなど、申立内容は詳細かつ具体的であり、不自然さは見られない。

さらに、申立人が、申立期間と同じ住所地に居住していた昭和45年7月の国民年金の納付記録については、申立人のオンライン記録及び町の国民年金被保険者名簿では、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日が45年7月7日となっているものの、申立人が提出した国民年金手帳の「昭和45年度国民年金印紙検認記録」の7月及び8月の欄に同年10月20日付けで当該町の検認印があったため、申立人の年金記録が平成21年7月16日付けで訂正されるなど、申立人の納付記録の管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年10月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月から2年3月まで

私は、平成5年5月に結婚したが、それよりも少し前に国民年金保険料を納付するために市役所に行った際、市役所の窓口で今までに国民年金保険料の未納が無いか確認したところ、「未納はありません。」という返事をもらった記憶があるので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和63年12月に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も未納期間を生じさせることなく適切に行っており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は、納付済みとなっている上、申立期間当時、申立人と同居していたその両親も申立期間の国民年金保険料は、納付済みとされており、申立人の国民年金保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から50年12月まで
申立期間は、A国に滞在していた期間であるが、昭和51年1月に帰国した際、市役所の窓口で「あなたは、昭和42年から50年までの国民年金保険料を納付する義務がある。」と言われ、現金で30万円ちょうど、支払った記憶があり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月1日以降に払い出され、申立人は、市の国民年金被保険者名簿により、51年3月12日に国民年金の加入手続を行っていることが確認でき、その時点では、申立期間の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の戸籍の附票により、申立人がA国から帰国し住所を定めた日は、昭和51年1月20日であることが確認できるところ、当時、海外居住者は、国民年金法上、適用除外となるため、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料をさかのぼって納付することができない期間である上、申立人がまとめて納付したとする国民年金保険料額も当時の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 567

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 9 月に国民年金に任意加入して以降、54 年からは私の夫名義の銀行口座の振替で国民年金保険料を納付しており、申立期間が未納であったとは考えられない。私の持っている国民年金手帳に「資格喪失 60 年 1 月 27 日」と記載されているが、私は、国民年金の資格喪失届を行った記憶も無く、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 9 月 1 日に国民年金に任意加入しているが、申立期間については、市の国民年金被保険者名簿において、申立人が 60 年 1 月 27 日付けで国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、当該期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間であったと考えられる。

また、市の国民年金被保険者名簿には「口座振替 54 年 1 期から 59 年 4 期まで」の押印があり、その下に「60 年 1 月まで」と記載されているところ、同名簿の備考欄には「60. 1～60. 1 還付請求 60 年 2 月 15 日決定番号 1766」との記載が確認できることから、昭和 60 年 1 月 27 日付けで申立人の国民年金被保険者資格の喪失届出が行われたものの、60 年 1 月の国民年金保険料が口座振替により、引き落とされたため、同年 2 月 15 日付けで当該保険料が還付されたものと推認される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。